

第 7 章 日本の資格制度

本章では、前章で述べた環境リスクコミュニケーターを職業として確立させるために、日本の国家資格制度を調査し、環境リスクコミュニケーターに必要な資格制度について考えていく。

7-1 日本の資格制度^{1),2)}

現在の日本には 1200 種類以上もの資格があると言われているが、これらの資格は厳密に定義されていない。しかし、環境リスクコミュニケーターを職業として確立させるための資格制度を考察していくためには、厳密な定義が必要となる。そのため本研究では日本文芸社の定義に従い、資格制度を「国家資格」と「民間資格」とに分類し、定義する。ここで国家資格とは「所轄官庁またはそれらの所管公益法人が認定をする資格であり、資格を得ることで法律により一定の社会的地位が保証されるもの」であり、民間資格とは「民間の会社や団体が主催、実施する試験に合格した者に与えられるもの」である。

図 7-1 は本研究の定義に従い、日本の資格制度の分類を示したものである。

7-2 国家資格の分類^{1),2)}

上記の国家資格を、やはり日本文芸社の定義に従い、さらに「業務独占資格」と「必置資格」「名称独占資格」とに分類する。ここで業務独占資格とは「その資格を有していないとその業務に就けないもの」であり、必置資格とは「企業や団体がその業務を行うのに一定の割合でその有資格者を置かなければならないもの」、名称独占資格とは「その有資格者でないとその名称を名乗れないもの」である。ただし、業務独占資格は事業者側から見れば、必置資格となるものもある。例えば、不動産業の「宅地建物取引主任者」という資格は、経営者に求めているのではなく、実際の販売時における重要事項の説明などについて、有資格者が行うことを求めているものである。このように事業免許から見れば、必置資格と同等とみなされる場合も少なくない。しかし、このような場合でも、有資格者でないとその作業や行為ができない場合や業務としてできない場合は、必置資格ではなく業務独占資格として本研究では位置付ける。

7-3 業務独占資格の分類^{1),2)}

さらに業務独占資格を 2 種類に分類する。ここでは西川²⁾の定義に従う。まず 1 つ目は「その作業・行為自体を素人が行うことを基本的に禁止するもの」である。そして 2 つ目は「素人がその作業・行為を業務とすることを禁止するもの」である。前者はその作業・行為自

体に危険を伴うため、基本的に素人を排除する考え方である。具体的には、素人が専門的な治療行為をすることは非常に危険であるため、医師の免許を持っている者にだけ専門的な治療行為が許される。それに対し、後者は有資格者が素人の代行や代理人として活躍する考え方である。具体的には、官公署に提出する車庫証明などの書類は手続等が複雑であるため、提出する本人の代わりに行政書士が手続を行う。

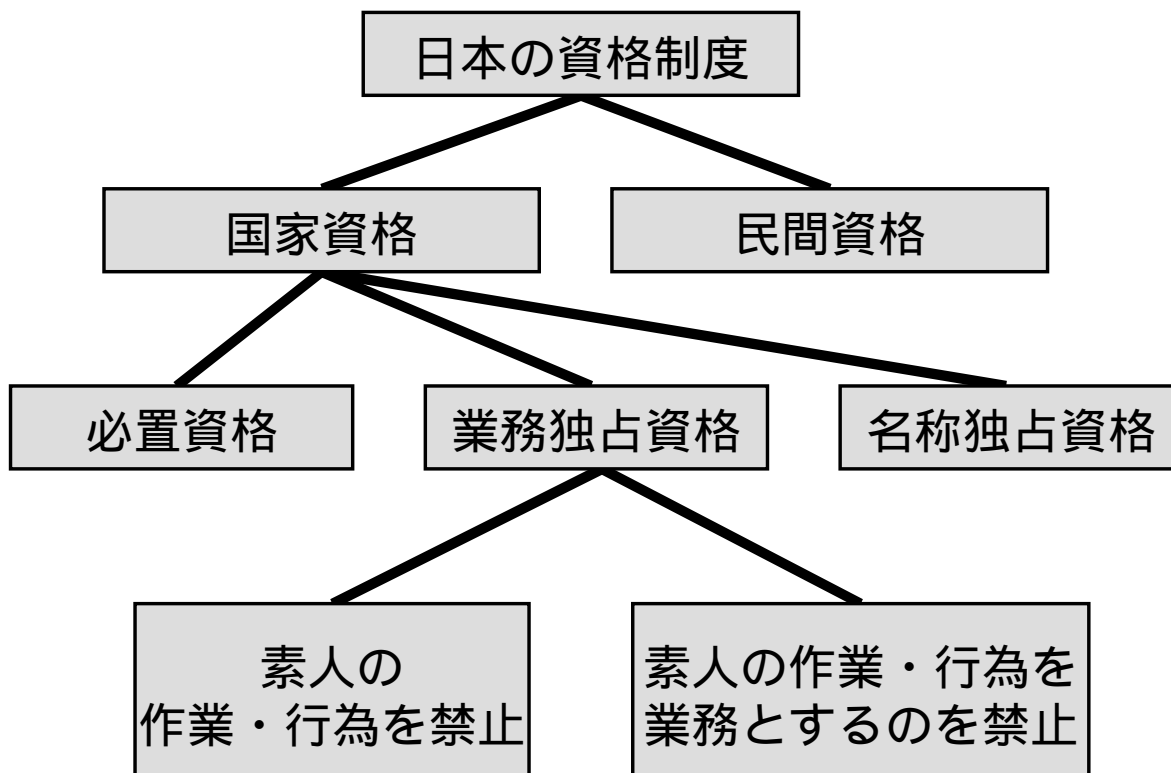


図 7-1 日本の資格制度の分類

7-4 業務独占資格の試験

第 8 章で詳しく述べるが、環境リスクコミュニケーターは業務独占資格で素人の代行や代理人として活躍する考え方が相応しいと考える。そこで環境リスクコミュニケーターを職業として確立させるための資格制度を考察するために、既存の業務独占資格の試験制度について調査した。ここでは、環境リスクコミュニケーターと同じ位置付けの業務独占資格であり、有資格者も多く、一般的によく知られている国家資格をいくつか取り上げる。行政書士、司法書士、公認会計士、気象予報士、臭気判定士の 5 つの資格である。以下、

これらの国家資格について説明する。

7-4-1 行政書士試験について³⁾

ここでは行政書士の試験について解説する。行政書士試験研究センターによると、行政書士とは、官公署に提出する書類やその他権利義務または事実証明に関する書類の作成、手続代行、相談業務をする者である。表 7-1 は行政書士試験の実施団体、実施時期、受験資格、試験手数料、試験の概要についてまとめている。試験に合格後、日本行政書士会連合会に対し、その事務所を設けようとする都道府県の行政書士会を經由して登録の申請を行う。それによって行政書士として業務することが可能となる。なお、免状の更新は特にない。

表 7-1 行政書士試験について

実施団体	(財)行政書士試験研究センター
実施時期	年 1 回(10 月)
受験資格	制限なし
試験手数料	7000 円
試験の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 行政書士の業務に関し必要な法令等(行政書士法, 憲法, 民法, 行政法, 地方自治法, 行政手続法, 行政不服審査法, 戸籍法, 住民基本台帳法, 労働法, 商法, 税法, 基礎法学)・ 一般教養

7-4-2 司法書士試験について^{4),5)}

ここでは司法書士の試験について解説する。日本司法書士会連合会によると、司法書士とは、不動産や法人の登記手続の代理や裁判書類作成を適正に行うことにより、法的紛争を未然に防ぎ、また紛争が発生した場合でも早期解決ができるようにして市民の法的権利を守る者である。表 7-2 は司法書士試験の実施団体、実施時期、受験資格、試験手数料、試験の概要についてまとめている。試験に合格後、日本司法書士会連合会が備える司法書士名簿に登録を受けると同時に、所属しようとする司法書士会に入会する。それによって司法書士として業務することが可能となる。なお、免状の更新は特にない。

表 7-2 司法書士試験について

	1次試験	2次試験
実施団体	法務省	
実施時期	年1回(7月)	年1回(10月)
	制限なし	1次試験合格者
試	6600円	
試験の概要	筆記試験 ・憲法，民法，商法，刑法に関する知識 ・不動産登記，商業(法人)登記に関する知識 ・供託，民事訴訟，民事執行，民事保全に関する知識 ・司法書士法に規定する業務を行うのに必要な同法に関する知識	口述試験 ・憲法，民法，商法，刑法に関する知識 ・不動産登記，商業(法人)登記に関する知識 ・供託，民事訴訟，民事執行，民事保全に関する知識 ・司法書士法に規定する業務を行うのに必要な同法に関する知識

7-4-3 公認会計士試験について⁶⁾

ここでは公認会計士の試験について解説する。日本公認会計士協会によると、公認会計士とは、会計の専門家として、会計に関する調査や助言などの会計業務、経営戦略の立案などの経営コンサルティング業務などを行う者である。表 7-3 は公認会計士試験の実施団体、実施時期、受験資格、試験手数料、試験の概要についてまとめている。試験に合格後、日本公認会計士協会に登録することによって、公認会計士として業務することが可能となる。なお、免状の更新は特でない。

表 7-3 公認会計士試験について

	1次試験	2次試験	3次試験
実施団体	金融庁		
実施時期	年1回(1月)	年1回(短答式は5月, 論文式は8月)	年1回(11月)
受験資格	制限なし(大学2年以上 の履修者は免除)	1次試験合格者 大学2年以上の履修者	第2次試験に合格し,会 計士補となる資格を有 することとなった後に, 実務補習を受けた期間 が1年以上であり,業務 補助又は実務従事が通 算して2年以上である 者
試験手数料	7300円	9000円	15300円
試験の概要	国語,数学,英語,一般 経済及び法律に関する 常識的な問題について の論文	・短答式 会計学,商法 ・論文式(短答式の合格 者のみ受験可能) (必須) 会計学,商法 (選択) 経営学,経済 学,民法	・財務に関する監査,分 析,その他の業務 ・口述式による技能の判 定

7-4-4 気象予報士試験について⁷⁾

ここでは気象予報士の試験について解説する。気象業務支援センターによると、気象予報士とは、対象地域を特定した一般向けの局地的な気象情報を提供する者である。表 7-4 は気象予報士試験の実施団体、実施時期、受験資格、試験手数料、試験の概要についてまとめている。試験に合格後、気象庁長官の登録を受けることが必要となる。それによって、気象業務を行うことが可能となる。1回登録すれば、免状の更新の必要はない。

表 7-4 気象予報士試験について

実施団体	(財)気象業務支援センター
実施時期	年 2 回(夏季と冬季)
受験資格	制限なし
試験手数料	12000 円
試験の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予報業務に関する一般知識 ・ 予報業務に関する専門知識 ・ 予報業務に関する実務試験

7-4-5 臭気判定士試験について⁸⁾

ここでは臭気判定士の試験について解説する。(社)におい・かおり環境協会によると、臭気判定士とは「臭気指数等の算定の方法」に基づき臭気指数等の算定を行う者である。表 7-5 は臭気判定士試験の実施団体、実施時期、受験資格、試験手数料、試験の概要についてまとめている。試験に合格後、におい・かおり環境協会に登録することで、業務を行うことが可能となる。なお、臭気判定士免状は 5 年を期限に更新することとなっており、更新に当たっては嗅覚検査を再度受検する必要がある。

表 7-5 臭気判定士試験について

実施団体	(社)におい・かおり環境協会
実施時期	年 1 回(11 月)
受験資格	18 歳以上
試験手数料	18000 円(筆記試験) 9000 円(嗅覚検査)
試験の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嗅覚検査 ・ 嗅覚概論，悪臭防止行政，悪臭測定概論，分析統計概論，臭気指数等の測定実務

7-4-6 業務独占資格試験のまとめ

ここで以上、解説した業務独占資格試験についてまとめる。ここに挙げた全ての資格の試験は主に筆記試験である。公認会計士以外の筆記試験は論文を課すことはなく、多肢択一方式を取っているものがほとんどである。公認会計士や司法書士は試験が複数に分かれており複雑であるが、その他の資格は 1 回で合否の判定を出すようになっている。試験の内容は、実際の業務で必要になると考えられる全ての範囲を網羅している。気象予報士や臭気判定士のように、測定や分析などを行う業種には実務試験が課されている。いずれも

年齢などの受験制限は特にない。実施時期はほとんどの資格で年 1 回である。試験手数料はそれぞれで差はあるものの、10000 円から 20000 円程度が平均的であるといえる。すべての資格に共通することであるが、試験に合格後、登録申請を自らが行わなければ、業務を行うことができない。登録の更新について、臭気判定士以外は特に必要でない。これは、それぞれ登録や入会をする団体が、個々人が業務を行うにあたって、随時サポートしていることと、一方、臭気判定士には嗅覚検査という適性検査が定期的に必要なためと考えられる。

環境リスクコミュニケーターに求められる役割や知識は、ファシリテーション能力や仲裁能力のように試験だけでは判断が難しいものが多い。試験制度の不足部分を補うため、研修制度についても考察を行う。

7-5 業務独占資格の研修^{3),5),6),7),8),9)}

ここでは環境リスクコミュニケーターを確立させるための研修制度を考察するために、試験の場合と同様の方法で既存の業務独占資格の研修制度について調査した。調査対象は資格制度の項で取り上げたものと同じである。表 7-6 はそれぞれの研修制度について説明したものである。

表 7-6 研修制度の概要

	資格名	研修内容
1	行政書士	法律では定められていない
2	司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人研修 ・ 会員研修 単位制研修(年間 12 単位取得) 年次制研修(5 年ごとに行う倫理研修)
3	公認会計士	法律では定められていない
	気象予報士	法律では定められていない
5	臭気判定士	法律では定められていない

表 7-6 から分かるように、ほとんどの資格制度には研修制度が定められていない。しかし、多くの任意の団体は個々のスキルアップを目的とした研修を行っている。これには日本公認会計士協会が「研修はプロフェッションの団体として、自らが行うものであり、法定化することはプロフェッションの自主性を無視する。規制緩和の時代に逆行するものである」と言っているような考え方が強いからであると思われる。しかし、環境リスクコミュニケーターには、司法書士の倫理研修のように社会情勢が変わっていくことに対して敏感でなければならない。また、不確実性を伴う環境問題を扱うことなどのために、時代に

合わせた教育が必要となる。よって任意の団体が行う研修に自らの意思で参加するのではなくて、司法書士のように試験合格直後または定期的に研修を受けることを義務付けることが望ましいと考える。

表 7-6 の司法書士の研修制度について、より正確に言えば、この研修も法律によって定められているわけではない。司法書士には日本司法書士会連合会への登録が定められており、その日本司法書士会連合会が研修を規定しているため、結果的には法律で定めたと同様になっているだけである。その内容は新人研修と会員研修とに分かれている。最初は新人研修を受けることになっている。その後、毎年研修を 12 単位取らなければならない単位制研修と 5 年ごとに受けなければならない年次制研修とがある。日本司法書士連合会では、司法書士の資質向上と専門性を高めること、職業倫理の保持を目的として、試験合格以降にも定期的に研修を受けることを義務付けている。環境リスクコミュニケーターもこのような研修システムを取ることが望ましいと考える。

【参考文献】

- 1) 2004 年度版資格オールガイド，日本文芸社(2003)
- 2) 西川敏弘：情報通信時代の資格検定ガイド
<<http://jf3mxu.wisnet.ne.jp/licence/kyoudo.html>>，04-1-25
- 3) (財)行政書士試験研究センター：行政書士試験について
<http://gyosei-shiken.or.jp/html/siken_1.html>，04-1-25
- 4) 法務省：司法書士試験案内
<<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji08.html>>，04-1-25
- 5) 日本司法書士会連合会：研修制度について
<<http://www.shiho-shoshi.or.jp/kensyu/index.htm>>，04-1-25
- 6) 日本公認会計士協会：日本における公認会計士制度
<http://www.jicpa.or.jp/cpa_services/j-cpaexam.html>，04-1-25
- 7) (財)気象業務支援センター：気象予報士試験の実施
<<http://www.jmbasc.or.jp/>>，04-1-25
- 8) (社)におい・かおり環境協会：臭気判定士国家試験情報
<http://www.orea.or.jp/hanteishi/hanteishi_frame.htm>，04-1-25
- 9) 日本公認会計士協会：公認会計士法改正に対する意見
<http://www.jicpa.or.jp/about_the_jicpa/cpa_law/20030225-jicpaiken.pdf>，04-1-25